

特集 1

改正消費生活用製品安全法の概要



経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課

製品安全4法

経済産業省製品安全課は、消費者が日常生活を送るうえで必要となる身のまわりの製品(消費生活用製品)で発生する事故から消費者を守るため、消費生活用製品安全法、ガス事業法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の4つの法律に基づき、事業者からの問合せ対応や届出受付、法令違反・疑義案件への対応等、法執行を担当しています。これら4つの法律は、同様の法体系となっているため、まとめて「製品安全4法」と総称しています。製品安全4法では、消費生活用製品の市場投入前に、事業者に対して製品の安全性に関する技術基準への適合等を求める「事前規制」と、市場投入後に、事故への対応やリコール(無償修理や製品回収等)等を求めるといった「事後規制」の2つの側面から措置を行っています。

まず、事前規制として、製品安全4法では、危害発生のおそれがある製品(特定製品等:家電やガス機器等、計494品目[2025年6月時点])を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準じゆんじゆの遵守を義務付けています。製造・輸入事業者は、技術基準に適合した製品にPSマークを表示することができ、販売事業者はPSマークがない特定製品等を販売することができません。

次に、事後規制として、製造・輸入事業者は、死亡や火災といった重大製品事故の発生を認知してから10日以内に消費者庁に報告することが

義務付けられています。これは事故情報の迅速な収集と公表、国による事故調査等によって、その後の同種の事故の再発防止につなげていくことを目的に、消費生活用製品安全法に基づき2007年から運用開始されたものです。

製品安全4法では、このように事前規制と事後規制を組み合わせることで製品事故を防ぐための取組を行っています。

製品安全を取り巻く最近の状況

近年、インターネット取引の拡大に伴って様々な製品さまざまが国内市場に流通しやすくなるなかで、海外から安全性の確認できない製品が流入し、子供用の製品で事故が発生するなど、国内の消費者の生命・身体の安全の確保が困難となる事態が顕在化し、制度的措置の必要性が指摘されていました。特に、海外の事業者が日本国内の消費者に直接製品を販売する商流(生産者が生産した商品を卸売業者や小売業者をとおして消費者の手元へ届けるまでの流れ)において、従前の製品安全4法では製品の安全に責任を有する者が明確ではない点や、欧米等多くの諸外国では玩具に関する安全規制が導入されている一方で、日本では一部の製品を除き子供用製品に対する規制が存在しない点の2つの課題がありました。そこで、2024(令和6)年の通常国会において、これらの課題に対処するため、製品安全4法の改正案が提出され、可決・成立しました(消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律[令和

特集1 改正消費生活用製品安全法の概要

6年法律第67号]。改正法の概要：図1)。改正法は2025年12月25日に施行されます。

インターネット取引の拡大への対応

前述の法改正において、オンラインモール等を通じて特定製品等を国内の消費者に直接販売する海外事業者(特定輸入事業者：図2)について、製品安全4法の規制対象として明確化しました。これにより、当該海外事業者には、国内管

理人の選任及び届出が可能となりました。

国内管理人

国内管理人は、製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、日本国内における特定製品等の安全性の確保に一定の責任を有する者と位置づけました。特定輸入事業者に対しては、国内管理人として適切な業務遂行ができる者のみ

が選任されるよう、国内管理人の基準(国内に住所を有すること、日本語での意思疎通ができること、海外事業者と国内管理人が必要事項を定めた契約関係にあること等)への適合を求めています(図3)。また、国内管理人に対しては、特定輸入事業者は海外にいることに鑑み、特定輸入事業者との連絡体制を定期的に把握し、実効性や迅速性を担保する観点から報告を求めるとともに、特定輸入事業者との契約を解除する場合には、国内管理人の未選任状態を防止するため事前に報告を求めるとしました。今後、法の執行を通じ、国内管理人が基準に適合し、その義務を適切に果たしていることを確認することで、海外から国内の消費者に直接販売される製品の安全確保に努めてまいります。

図1 消費生活用製品安全法等(※)の一部を改正する法律の概要

※消費生活用製品安全法(消安法)、ガス事業法(ガス法)、電気用品安全法(電安法)、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)

〔令和6年6月25日公布
令和7年12月25日施行〕

背景・概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、(1)海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム(取引DPF)を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品において、製品の安全性に(法的)責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、(2)玩具等の子供用製品において、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない(事故が起きてから対応)といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、(1)インターネット取引の拡大への対応、(2)玩具等の子供用製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

(1) インターネット取引の拡大への対応(消安法、電安法、ガス法、液石法)

- 海外事業者の規制対象化(国内管理人の選任)
 - 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者(国内管理人)の選任を求め。
- 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設
 - 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあることが認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。
- 届出事項の公表制度の創設
 - 届出事項の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。
- 法令等違反行為者の公表制度の創設
 - 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。

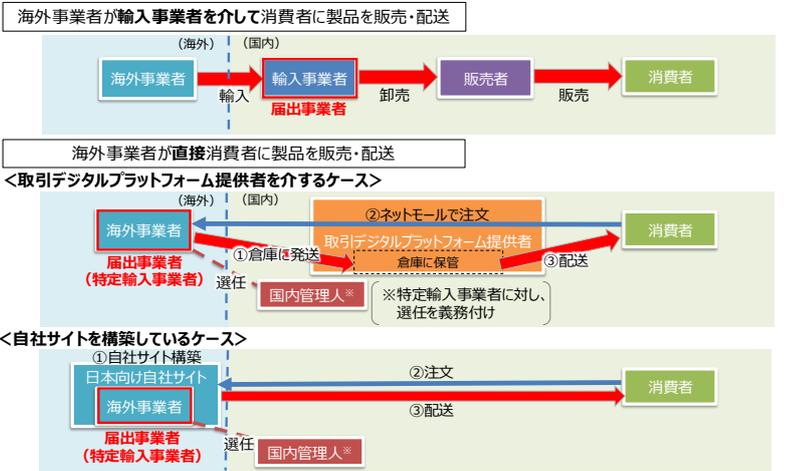
(2) 玩具等の子供用の製品の安全確保への対応(消安法)

- 子供用の製品に係る規制の創設
 - 子供用特定製品(主として子供の生活の用に供れるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品)について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
 - 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。
- 子供用特定製品の中古品特例
 - 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。

※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6項の規定について、規定の修正を行う。
※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置(消安法)、届出事項の合理性に係る措置(消安法、ガス法、電安法、液石法)及び罰則の構成要件に該当する行為を行つた時期を明確にする旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

図2 新たな規制の対象者(特定輸入事業者)について

- PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する海外事業者について、特定輸入事業者として、(現行の製造・輸入事業者と同様に)届出を可能とし、技術基準への適合等を義務付けた。



※図1～6はすべて経済産業省作成
https://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/pdf/2025Jan_block_setumei.pdf

取引デジタルプラットフォーム

特定輸入事業者が行う流通形態の多くは、取引デジタルプラットフォーム(以下、取引DPF)等の取引の場を利用して行われます。取引デジタルプラットフォーム提供者(以下、取引DPF提供者)は、一般

消費者と距離が近い存在であり、当該機能を停止することなどによって比較的容易かつ効果的に問題のある製品の流通の拡大を防止することが可能であることから、当該取引IDPF提供者に対しても一定の対応を求めることとしました(図4)。これに加えて、取引IDPFを利用する一般消費者への危害の発生のおそれがある場合には、国は出品削除に係る要請ができる規定を創設しました。

玩具等の子供用製品の安全確保への対応

今般の法改正によって、「子供用特定製品」という新たな規制の枠組みを創設しました(図5)。

図3 国内管理人に係る義務

- 国内管理人は、「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、**検査記録の写しの保存義務、報告徴収等の対象とする**とともに、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置づけた。
- 特定輸入事業者は海外にすることに鑑み、国内管理人に対し、**特定輸入事業者との連絡体制を定期的把握し、実効性や迅速性を担保する観点から報告を求める**とともに、国内管理人の未選任状態を防止するため、**特定輸入事業者との契約を解除する場合には事前に報告を求める**こととした。

<義務>

- ① 検査記録の写し(特別特定製品の場合は、適合性検査に係る証明書の写しも)の保存義務〔法第11条第3項(法第12条第3項後段)〕
 - ② 報告徴収、立入検査及び製品提出命令の受忍義務(法第40条、第41条、第42条)
- ※これらに違反した場合は、国内管理人に対する罰則や、その特定輸入事業者に対する表示の禁止が適用される。

<国内管理人に求められる報告>

- ① 特定輸入事業者が届出を行った日から一年経過するごとに、国内管理人に報告を求める。
(報告事項) ①届出事業者の電話番号及び電子メールアドレス、②連絡体制
- ② 国内管理人が特定輸入事業者との契約を解除する場合には、契約の解除を行う日の前日から起算して三十日目の日までに、申し出る必要がある。

図4 取引IDPF(デジタルプラットフォーム)提供者の範囲及び責任

- 製品安全4法の対象となる取引IDPFは、**インターネットモール又はインターネットオークションを想定**。取引IDPF又はその提供者が日本に所在するか、海外に所在するかを問わず、**日本の消費者向けに取引の場を提供しているか**で判断。
- 「日本の消費者向けに取引の場を提供しているか」については、**日本語で記述されたウェブサイト**であるか、**日本への配送方法を確保しているか**、**日本円での価格表記があるか**など、**様々な要素を総合的に勘案して判断**。
- 国は、取引IDPFを利用する一般消費者への危害発生のおそれがある場合に、出品削除に係る要請ができる規定を創設。また、取引IDPF提供者に対し、以下の責務を規定。

<取引IDPF提供者の責務等>

(要請)

- 危害防止要請(出品削除等に係る要請)に係る必要な措置(法第32条の3、第39条の2)

(責務)

- 製造・輸入事業者等が危害防止命令を受けてとる措置への協力(法第32条の2、第38条第3項)
- 製造・輸入事業者が製品回収等をする際にとる措置への協力(法第38条第2項)
- 小売販売事業者等が行う情報収集及び消費者への情報提供に係る協力(法第34条第2項)
- 重大製品事故の製造・輸入事業者等への通知(法第34条第4項)

子供用特定製品とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であって、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められる製品のことをいいます。具体的な規制対象製品として、2024年12月に公布した改正消費生活用製品安全法施行令において、乳幼児用玩具及び乳幼児用ベッドを規定しました。乳幼児用玩具とは、3歳未満の乳幼児向けであり、遊戯に使用することを目的として設計したもの(玩具であるもの)です。子供用特定製品として指定している製品の製造・輸入事業者には、当該製品について、国が定める技術基準に適合することのほか、対象年齢等の使用上の

注意表示を付すことが義務付けられます。また、製品に表示する対象年齢は、使用年齢基準に沿って、合理的な根拠に基づいて定める必要があります。乳幼児用ベッドは、既に特別特定製品として規制対象に指定されていますが、今般、子供用特定製品にも併せて指定されました。

改正法が施行される2025年12月25日以降に製造、輸入される乳幼児用玩具については、新たに規定する丸型の「子供PSCマーク」(図6)が表示された製品でなければ販売することができません。乳幼児用ベッドについては、旧マークを菱形の子供PSCマーク(図6)に貼り替える必要があり、旧マーク製品(子供PSCマークが付されていない製品)は、改正法が施行される2025年12月25日から1年3ヶ月の経過措置期間の後、2027年3月25日以降は販売することができなくなります。

2025年12月の施行に向け、事業者には必要な対応をとっていただけ

特集1 改正消費生活用製品安全法の概要

るよう、また消費者には子供PSCマークを確認のうえ、安全な商品を選択いただけるよう、改正内容の周知に取り組んでまいります。そのうえで、子供の製品事故の態様、諸外国における規制の状況等を踏まえ、前述の2品目に加え、その他の製品についても、子供用特定製品として規制する必要性について引き続き検討してまいります。

周知活動

前述の法改正による制度・措置については、国

内外の事業者が新たな規制対象となることから、分かりやすいコンテンツの掲載（製品安全施策に関するウェブサイトの改修、製品安全4法及び今回の改正法に関する解説動画の作成等）や多言語での情報発信を進めています。前述のとおり、今般の法改正では新たな制度を複数盛り込んでおり、その実効性を確保するためには措置の内容について、関係する事業者や消費者の皆様にご理解いただくことが不可欠です。また、当省では、全国の経済産業局を通じ、2024年秋以降、地域ブロックごとのオンライン説明会を計18回開催し、のべ3,000名を超える方に参加いただきました。今後も、ポイントを絞った分かりやすい資料・コンテンツの整備、広報展開等を通じて新たな制度について広く御理解・御対応いただけるよう、円滑な施行に向けて、粘り強く丁寧な説明・周知してまいります。

なお、改正法に関して、既に多くの問合せをいただいておりますので、ぜひご覧ください*。

図5 子供用特定製品への製品の追加

乳幼児用ベッド 乳幼児用玩具

- 令和6年12月、乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）と乳幼児用ベッドを子供用特定製品に指定。
- 乳幼児用玩具の技術基準を定める省令、乳幼児用玩具の範囲や技術基準等の解釈を示す通達も公布。

特定製品の区分		必要なマーク
特別特定製品	携帯用レーザー応用装置 浴槽用温水循環器 ライター	
特別特定製品以外の特定製品	家庭用の圧力なべ及び圧力がま 乗車用ヘルメット 登山用ロープ 石油給湯機 石油ふろがま 石油ストーブ 磁石製娯楽用品 吸水性合成樹脂製玩具	
特別特定製品かつ子供用特定製品	乳幼児用ベッド	※令和9年3月までは経過措置期間として、を付すことで販売可能。
特別特定製品以外の子供用特定製品	乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）	

令和6年12月
子供用特定製品に
2品目を指定

<改正消費生活用製品安全法>
第2条（略）
2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。
3 （略）
4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法施行令>
別表第1
三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

まとめ

製品安全は、国による法執行や関連制度の運営管理のみによるのではなく、安全の確保を第一として消費者の信頼に応えようとする事業者の絶え間ない努力や、安全リテラシーのある消費者の行動、そして全国の自治体で活動されている消費生活相談員、消費者行政担当職員等、皆様の努力によって支えられています。今後とも製品安全行政への御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

図6 子供用特定製品のマーク

乳幼児用ベッド 乳幼児用玩具

- 子供用特定製品の技術基準適合義務の履行及び警告表示義務の履行を示すマークとして、子供の両親、祖父母、保育施設従事者等の消費者や、販売事業者も含む幅広い関係者が、一目見てイメージの湧きやすいマークとして、以下のマークを新設。

<子供PSCマーク（技術基準省令別表第8、9）>



子供用特定製品かつ特別特定製品
乳幼児用ベッド



子供用特定製品かつ特定製品
乳幼児用玩具（3歳未満向け玩具）

* 経済産業省「製品安全4法改正に関するFAQ」
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/gangu_faq_2.pdf